

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	健康診断等に係る記録の写し等の提供の義務
規制の区分	新設
担当部局	保険局医療介護連携政策課・高齢者医療課
評価実施時期	令和3年1月
規制の目的、内容及び必要性	<p>保険者等が被保険者等に対して適切かつ有効に保健事業を実施することを可能とするため、①保険者が事業者等に労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等による健康診断に関する記録の写しを求める根拠規定②健康保険組合連合会又は国民健康保険団体連合会が事業者等に労働安全衛生法等による健康診断に関する記録の写しを、保険者に医療保険等関連情報をそれぞれ求める根拠規定③後期高齢者医療広域連合が健康保険組合等に特定健康診査等の情報を求める根拠規定を法律上に設けるとともに、これらを求められた者に対し当該情報を提供する義務を課すこととする(以下「本規制」という)。</p> <p>本規制がなされなければ保健事業における健診情報等の活用が進まず、ひいては個々人の健康状態に合わせた適切かつ有効な保健事業の実施が困難となるおそれがあり、こうした事態を回避する必要がある。</p>
直接的な費用の把握	<p>【遵守費用】 本規制により、事業者等に健康診断等の写し等の提供を義務付けることに伴い発生する主要な費用は、以下のとおりである。 ・健康診断等の記録の写し等の提供(提供に係る事務費:1件当たり数百円～)</p> <p>【行政費用】 国において、本規制の新設に直接関係する費用、人員等の増減はない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>本規制の新設に伴い、保険者等による保健事業における健康診断等の記録の写し等の活用が進むことにより、被保険者等の健康状態や疾病の可能性・リスク等を一定期間時系列に沿って紐付けすることで的確に把握し、各々の健康状態等に応じた適切かつ有効な保健事業を実施することが可能となる。これにより被保険者等の予防・健康づくりが推進され、医療費の適正化や医療保険の保険料負担の軽減、また労働者の健康確保が図られ事業活動の促進につながる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>副次的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の把握	<p>本規制の新設を行うことで、健康診断等情報の提供を求められた事業者等に一定の負担が生じるものの、本規制の新設により、保険者等による保健事業における健康診断等の記録の写しの活用が進み、被保険者等の健康状態や疾病の可能性・リスク等を一定期間時系列に沿って紐付けすることで的確に把握し、各々の健康状態等に応じ適切かつ有効な保健事業を実施することが可能となることから、本規制の内容は適当と判断する。</p>

代替案との比較	健康診断等の記録の写しの提供を努力義務とする対応が考えられる。 この場合、努力義務の遵守については、健康診断等の記録の写し等を求められた事業者等の判断に委ねられることになり、保健事業の適切かつ有効な実施について、保険者等の中で差が生じ、その効果が限定される。したがって、全ての保険者等において適切かつ有効な保健事業を行うことができるようにするべく、本規制を設ける必要がある。
その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。